

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 24 年 4 月 20 日 付け 23 経営第 3691 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正について

1. 制度の概要

女性農林漁業者が一層活躍できる環境整備を進めるため、農林水産省が実施する各般の施策において、女性が十分に能力を発揮するために必要な措置を講ずることとし、各般の事業における基本方針及び対象とする事業を定める。

2. 改正の必要性

対象とする事業について、令和 3 年度の見直し等に伴う事業内容等の変更が生じたため、改正を行う。

3. 改正の内容

女性の活躍推進に向けた事業のうち見直しのあった事業における「事業名」、「事業内容」、「女性への支援に向けた取組内容」及び「要綱等」を修正。

女性の活躍推進に向けた事業として以下の事業を新たに登録及び本文第 2 の 4 における内容の追加

- ・経営継承・発展等支援事業のうち人・農地プラン実質化推進支援事業人・農地問題解決加速化支援事業
- ・経営継承・発展等支援事業のうち経営継承・発展支援事業
- ・農業労働力確保緊急支援事業のうち女性の活躍推進対策
- ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業
- ・未来の林業を支える林業後継者養成事業のうち女性林業者等の定着支援